(f)　「領域」とは、

(i)　日本国については、その領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii)　モロッコ王国については、モロッコ王国の領域並びにモロッコ王国の領水の外側に位置する海域であって、海洋法に関する国際連合条約に従い、モロッコ王国の法令により、海底及びその下並びに天然資源に関するモロッコ王国の権利を行使することのできる区域として指定されたもの又は将来において指定されるものをいう。

(g)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(h)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条　投資の許可及び促進

1　一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可するものとし、他方の締約国の投資家による投資が自国の領域において行われるための良好な条件を可能な限り醸成する。

2　投資財産の実質的な拡張、変更又は転換であって、その領域において投資が行われる締約国において効力を有する法令により許可の対象とされ、かつ、当該法令に従って行われるものは、新たな投資とみなす。

3　その領域において再投資が行われる締約国の法令に従って再投資される投資財産に係る収益は、当初の投資財産に与えられる保護と同一の保護を享受する。

4　相互の投資の流れを助長するために、一方の締約国及び他方の締約国の投資家の双方に対し、自国の領域における投資の機会に関する情報を提供することができる。

5　各締約国は、自国の法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを可能な限り合理的な期間内に公表し、又は公に入手可能なものとする。

6　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、一般に適用される司法上の決定及び5に規定する事項に関して、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

7　5及び6の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

8　各締約国は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第三条　内国民待遇及び最恵国待遇

1　一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、いずれか一方の締約国が、租税に関する自国の法令に従って与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。

3　1の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(b)　締約国又は公的企業が締結する政府調達契約の条件に基づいて与えられる待遇

4　1の規定は、一方の締約国が、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

5　一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

6　5に規定する待遇には、国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

7　5の規定は、一方の締約国に対し、次に掲げる現行又は将来の協定又は取決めであって、自国が当事国であるもの又は将来当事国となるものに基づいて与える待遇、特恵又は特権から得られる利益を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

(a)　自由貿易地域、関税同盟、経済同盟若しくは通貨同盟、共同市場又は他の形態の地域的な協定

(b)　知的財産権の保護に関する多数国間協定

(c)　専ら又は主として租税に関する国際協定又は取決め

第四条　一般的待遇

1　一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈　両締約国は、「国際慣習法」全般及び特にこの条に規定する「国際慣習法」が、各国が法的義務であるとの認識により従う各国の一般的なかつ一貫した慣行から生ずるとの理解を共有していることを確認する。両締約国は、また、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準とは、外国人の投資財産を保護するためのあらゆる国際慣習法上の原則をいうことを確認する。

2　締約国による規制の変更は、当該変更の事実のみをもって1の規定の違反を構成するものではない。

3　(a)　「公正かつ衡平な待遇」には、正当な法の手続の原則に従い、裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利を保証し、並びに刑事上、民事上又は行政上の手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含むことが了解される。

(b)　「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる必要な程度の警察の保護を確保することが義務付けられると了解される。

4　いずれの一方の締約国も、自国の領域において、不合理、恣意的又は差別的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。

第五条　特定措置の履行要求の禁止

両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく自国の義務を再確認する。この条の規定の適用に関する紛争は、国際的な仲裁に関する第十六条の規定の対象とならない。

第六条　他の協定との関係

この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定及び知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第七条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保するよう努める。

第八条　投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、外国人の入国、滞在及び居住に関する自国の法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、投資に関連する活動に従事することを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを許可する。